

国立大学法人埼玉大学教職員の兼業要項

〔平成16年4月1日〕
制 定
改正 平成18.10.12 平成20. 3. 1
平成30. 7. 26

目次

第1章 総則（第1～第2）

第2章 営利企業の役員等の兼業等（第3～第14）

第1節 技術移転事業者の役員等（監査役及び社外取締役を除く。）の兼業

第2節 研究成果活用企業の役員等（監査役及び社外取締役を除く。）の兼業

第3節 株式会社又は特例有限会社の監査役又は社外取締役の兼業

第4節 自営の兼業

第3章 営利企業以外の役員等の兼業等（第15～第18）

第1節 営利企業以外の事業の団体の役員等の兼業

第2節 その他の事業に従事する兼業

第4章 教育研究活動に関する兼業（第19～第20）

第5章 審査等（第21～第25）

第6章 雑則（第26）

第1章 総則

（趣旨）

第1 本学の教職員の兼業の取扱いについては、国立大学法人埼玉大学兼業規則（以下「兼業規則」という。）の定めによるもののほか、この要項の定めるところによる。

（定義）

第2 この要項において「特別な利害関係」とは、物品購入契約、工事契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可等の権限行使の関係をいう。

2 前項の契約関係の判断は、契約の締結についての決裁への参画の有無により判断するものとする。ただし、共同研究及び受託研究に係る契約については、契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断するものとする。

3 第1項の権限行使の関係には、審議会等の委員として、兼業先に対する許可、認可等の可否に直接影響力を有する審議に参加することが含まれる。

第2章 営利企業の役員等の兼業等

第1節 技術移転事業者の役員等（監査役及び社外取締役を除く。）の兼業

(技術移転事業者)

第3 技術移転事業者とは、営利企業であって、次のいずれかの事業を実施するものをいう。

- (1) 大学等技術移転促進法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業(大学等技術移転促進法第5条第2項に規定する承認計画にかかるものに限る。以下、「承認事業」という。)
- (2) 大学等技術移転促進法第12条第1項の認定に係る事業(以下「大学認定事業」という。)

(技術移転兼業の許可基準)

第4 次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 技術移転兼業を行おうとする教員が、技術移転事業者の役員等としての業務に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について、特許権、実用新案権等に関する法制度等についての知見を有していること。
- (2) 教員が就こうとする役員等としての業務の内容が、主として承認事業及び大学認定事業に関係するものであること。
- (3) 兼業の申請前2年間に、教員が当該申請に係る技術移転事業者との間に、特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

2 前項第2号にいう、「主として承認事業及び大学認定事業に関係するもの」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 教員が技術移転事業者の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該技術移転事業者の主たる事業が承認事業又は大学認定事業であるとき。
- (2) 教員が技術移転事業者の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が承認事業又は大学認定事業に関係するものであるとき。

3 許可は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(技術移転兼業の許可申請)

第5 技術移転兼業の許可の申請は、別紙様式1により次に掲げる資料を添付し、相当の期間をおいて事前に行うものとする。

- (1) 技術移転事業を予定する技術移転事業者の定款、組織図及び営業報告書
- (2) 技術移転兼業に係る教員が就こうとする役員等の職名及び職務内容を証する技術移転事業者の作成した書面
- (3) その他参考になる資料

第2節 研究成果活用企業の役員等(監査役及び社外取締役を除く。)の兼業

(研究成果活用企業)

第6 研究成果活用企業とは、営利企業であって、研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

(研究成果活用兼業の許可基準)

第7 次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 研究成果活用兼業を行おうとする教職員が、当該申請に係る研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。)を自らが発明、考案等(その帰属は問わない。)していること。
- (2) 教員が就こうとする役員等としての業務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。
- (3) 兼業の申請前2年間に、教員が当該申請に係る研究成果活用企業(親会社を含む。)との間に、特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
- (4) 教員が就こうとする役員等としての職務内容に、本学に対する契約の締結又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業務を除く。)が含まれていないこと。

2 前項第2号にいう、「主として研究成果活用事業に関係するもの」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 教員が研究成果活用企業の代表取締役社長に就こうとする場合において、当該研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき。
- (2) 教員が研究成果活用企業の業務担当取締役の職に就こうとする場合において、主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき。

3 許可は、役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(研究成果活用兼業の許可申請)

第8 研究成果活用兼業の許可の申請は、別紙様式2により次の掲げる資料を添付し、相当の期間をおいて事前に行うものとする。

- (1) 研究成果活用事業を予定する研究成果活用企業の定款、組織図及び営業報告書
- (2) 研究成果活用兼業に係る教員が就こうとする役員等の職名及び職務内容を証する研究成果活用企業の作成した書面
- (3) 研究成果活用企業が研究成果の事業化に関連して国等から受けている支援措置の内容を明らかにする資料
- (4) その他参考になる資料

(休職)

第9 学長は、教員が許可を受けて従事している研究成果活用企業の役員等の職務

に、主として従事する必要がある、教員としての業務に従事することができないと認めるときは、就業規則第14条第1項第5号に基づき休職とすることができる。

第3節 株式会社又は特例有限会社の監査役又は社外取締役の兼業

(監査役又は社外取締役兼業の許可基準)

第10 次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

(1) 監査役又は社外取締役（以下「監査役等」という。）の兼業を行おうとする教員が、当該申請に係る株式会社又は特例有限会社（以下「株式会社等」という。）における監査役等の職務に従事するために必要な知見を教育教職員の業務に関連して有していること。

(2) 兼業の申請前2年間に、教員が当該申請に係る株式会社等（親会社を含む。）との間に、特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

(3) 申請の申出に係る株式会社等の経営に教員の親族が、次に掲げるような強い影響力を有していないこと。

ア 教員の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）

が所有している当該株式会社等の株式の数又は出資の額の合計が当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超える場合

イ 教員の親族が、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて当該取締役の職に就いている場合

ウ 教員等の親族が当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いている場合

2 許可は、監査役等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

(監査役等兼業の許可申請)

第11 監査役等兼業の許可の申請は、別紙様式3により次の掲げる資料を添付し、相当の期間をおいて事前に行うものとする。

(1) 監査役等兼業を予定する株式会社等の定款、組織図及び営業報告書

(2) その他参考になる資料

第4節 自営の兼業

(自営の定義)

第12 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、不動産又は駐車場の賃貸にあつては次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱う。

(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

イ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区

画された一の部分の数が10室以上であること。

ウ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

エ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。

オ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

ア 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

イ 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額(これらを併せて行っている場合には、賃貸料収入の合計額)が年額500万円以上である場合

(4) 第1号又は第2号に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

2 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建て1棟をアパート2室相当、土地1件又は駐車場1台をアパート1室相当と換算し、これらを合計して10室相当以上となるときは、自営として取り扱う。

3 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として、自営に当たるか否かを判断する。また、賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。

4 賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来1年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは、家賃収入等をいい、経費等を控除する前の金額で、賃貸等における1年間の総収入(家賃等月額×室数×12月など)の見込み額が500万円以上であれば、自営として取り扱う。

(自営の兼業の許可基準)

第13 次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

ア 教職員と申請に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に、特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

イ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の管理業務を事業者に委ねること等(親族による管理も含む。)により教職員の業務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合

ア 教職員と当該事業との間に、特別な利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。

イ 教職員以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により、
教職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ウ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(自営の兼業の許可申請)

第 1 4 自営の兼業の許可に関する申請は、当該許可申請書により以下に掲げる資料を添付し、速やかに行うものとする。

(1) 不動産又は駐車場の賃貸を行う場合

ア 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)(別紙様式 4)

イ 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産の状況を明らかにする書面

ウ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面

エ 事業主の名義が兼業しようとする教職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該教職員との続柄並びに当該教職員の当該事業への関与の度合

オ その他参考となる資料

(2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合

ア 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸以外の事業関係)(別紙様式 5)

イ 教職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面

ウ 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書面

エ 教職員以外の者を当該事業の遂行のための責任者としていることなど教職員の職務遂行に影響がないことを明らかにする調書

オ 事業主の名義が兼業しようとする教職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び当該教職員との続柄並びに当該教職員の当該事業への関与の度合

カ その他参考となる資料

第 3 章 営利企業以外の役員等の兼業等

第 1 節 営利企業以外の事業の団体の役員等の兼業

(営利企業以外の事業の団体の役員等の兼業)

第 1 5 営利企業以外の事業の団体の役員等の兼業のうち、次に掲げるものは原則として許可することができない。

(1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長・理事・監事、顧問及び評議員並びに病院長(医療、療養機関の長を含む。)を兼ねる場合

(2) 学校法人の役員(理事長、理事、監事)及び学校長並びに専修学校、各種学校

又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員(理事長、理事、監事)及び学校(園)長を兼ねる場合

- (3) 公益法人及び法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)の役員(会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員等)を兼ねる場合
- (4) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
- (5) 部局長等が地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- (6) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学共同利用機関法人等の常勤の職を兼ねる場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法人等の役員を兼ねる場合には、許可することができる。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする法人等
- (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係がある法人等
- (3) 学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等
- (4) 育英奨学に関する法人等
- (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等
- (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの
(営利企業以外の事業の団体の役員等兼業の許可申請)

第 16 営利企業以外の事業の団体の役員等の兼業の許可の申請は、別紙様式 6 により兼業規則第 7 条の規定に基づき行うものとする。

第 2 節 その他の事業に従事する兼業

(その他の事業に従事する兼業)

第 17 その他の事業に従事する兼業のうち、次に掲げるものは許可することができる。

- (1) 営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものでない場合
- (2) 大学が管理する特許(出願中のものを含む。)の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。)に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合

- (5) 法令又は条例で、学識経験者からの意見聴取を行うことを義務づけられている場合
- (6) 承認事業及び大学認定事業を実施する技術移転事業者(次号において同じ。)が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
(その他の事業に従事する兼業の許可申請)

第 18 その他の事業に従事する兼業の許可の申請は、別紙様式 6 により兼業規則第 7 条の規定に基づき行うものとする。

第 4 章 教育研究活動に関する兼業 (教育研究活動に関する兼業)

第 19 教育研究活動に関する兼業のうち、次に掲げるものは許可することができる。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する教育施設の教職員のうち、教育を担当し、又は教育事務(庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。)に従事する職を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の教職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の教職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる委員会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
- (4) 国立大学法人、学校法人及び社会教育関係団体(文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。)の教職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- (5) 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の教職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、原則として許可することができない。

- (1) 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 部局長等が教育委員会の委員を兼ねる場合
- (4) 国立大学法人、学校法人及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の

職を兼ねる場合

(5) 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

(教育研究活動に関する兼業の許可申請)

第20 教育研究活動に関する兼業の許可の申請は、別紙様式6により兼業規則第7条の規定に基づき行うものとする。

第5章 審査等

(審査)

第21 学長は、営利企業の役員等の兼業に関する許可を与えるに当たっては、教員営利企業役員等兼業審査会に審査を委ね、その審査結果を参考にして許可の可否を決定するものとする。

(報告)

第22 営利企業の役員等の兼業を許可された教員は、年度ごとの兼業の状況について、次に掲げる事項を別紙様式7により、毎年4月末日までに学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職名
- (2) 兼業先企業の名称
- (3) 兼業先企業の役員等としての業務内容
- (4) 兼業先企業の役員等としての業務に従事した日時等
- (5) 兼業先企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益(実費弁償を除く。)の種類及び価額並びにその受領の事由

(兼業終了後の業務の制限について)

第23 営利企業の役員等の兼業を許可され従事した教員は、兼業の終了した日から2年間は当該兼業先企業との間に、特別な利害関係がある業務に従事してはならない。

(許可の取消し)

第24 学長は、兼業が許可の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(本要項の見直し)

第25 本要項は、社会一般の情勢に適應するように毎年見直しが図られなければならない。

第6章 雑則

第26 兼業規則第7条第2項に係る承諾書の様式は別紙様式8によるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18.10.12）

この要項は、平成18年10月12日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1）

この要項は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成30. 7. 26）

この要項は、平成30年7月26日から施行する。

技術移転兼業許可申請書

申請年月日		令和 年 月 日	
埼玉大学長 殿 (所属・職名) ふりがな (申請者) ㊟ 国立大学法人埼玉大学兼業規則第3条の規定により、技術移転兼業の許可を下記のとおり申請します。			
1 申請者について			
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)		
現住所			
2 申請前2年間の在職状況			
職名 (本給表・職務の級)	在職期間		職務内容
(.)	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	
(.)	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日	
3 兼業予定先			
技術移転事業者の 名 称			
所在地			
事業内容 (技術移転事業以外の の事業を含む。)	<input type="checkbox"/> 承認事業 <input type="checkbox"/> 大学認定事業		
技術移転事業者の 親 会 社	親会社の有・無 名称 : 所在地 : 事業内容 :		
兼ねようとする役員 等の職務内容	<input type="checkbox"/> 役員 (名称) <input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 評議員 (代表権: 有・無) (業務担当: 有・無) 職務内容 :		
	技術移転事業へのかかわりの程度 :		

報酬の予定年額円
役員等の職務への 予定従事時間	平均して、1月.....日 1日.....時間 週のべ.....時間
役員等の任期及び 兼業予定期間	(任期：有・無.....年) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4 技術に関する研究成果又はその移転についての知見の有無及びその内容	
.....	
.....	
.....	
5 職務の遂行への支障の有無	
.....	
.....	
.....	
6 現在の職及び申請前2年以内に占めていた職と技術移転事業者（親会社を含む。）との 関係	
.....	
.....	
.....	
7 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
.....	
.....	
.....	
8 その他参考事項	
.....	
.....	
.....	

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

研究成果活用兼業許可申請書

申請年月日		令和 年 月 日	
<p>埼玉大学長 殿</p> <p>(所属・職名)</p> <p>ふりがな</p> <p>(申請者) ㊟</p> <p>国立大学法人埼玉大学兼業規則第3条の規定により、研究成果活用兼業の許可を下記のとおり申請します。</p>			
1 申請者について			
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)		
現住所			
2 申請前2年間の在職状況			
職名 (本給表・職務の級)	在職期間		職務内容
(.)	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
(.)	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
3 兼業予定先			
研究成果活用企業の名 称			
所在地			
事業内容 (研究成果活用事業以外の事業を含む。)		
研究成果活用企業の親会社	親会社の有・無 名称 : 所在地 : 事業内容 :		
兼ねようとする役員等の職務内容	<input type="checkbox"/> 役員 (名称) <input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 評議員 (代表権: 有・無) (業務担当: 有・無) 職務内容 :		
	研究成果活用事業へのかかわりの程度 :		
	法人に対する契約の締結の折衝又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務 (研究成果活用事業に関する業務を除く。) : 有・無		

報酬の予定年額	円
役員等の職務への 予定従事時間	平均して、1月 ____日 1日 ____時間 週のべ ____時間
役員等の任期及び 兼業予定期間	(任期：有・無 ____年) 令和 ____年 ____月 ____日から令和 ____年 ____月 ____日まで
4 自らの創出による研究成果であって、研究成果活用企業が事業において活用することを 予定しているものの内容	
----- ----- -----	
5 職務の遂行への支障の有無	
----- ----- -----	
休職の予定： 有（令和 ____年 ____月 ____日から令和 ____年 ____月 ____日まで）・ 無	
6 現在の職及び申請前2年以内に占めていた職と研究成果活用企業（親会社を含む。）との 関係	
----- ----- -----	
7 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無	
----- ----- -----	
8 その他参考事項	
----- ----- -----	

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

監査役・社外取締役兼業許可申請書

申請年月日		令和 年 月 日	
埼玉大学長 殿 (所属・職名) _____ ふりがな (申請者) _____ 国立大学法人埼玉大学兼業規則第3条の規定により、監査役・社外取締役兼業の許可を下記のとおり申請します。			
1 申請者について			
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)		
現住所			
2 申請前2年間の在職状況			
職名 (本給表・職務の級)	在職期間		職務内容
(.)	自 令和 年 月 日		
	至 令和 年 月 日		
(.)	自 令和 年 月 日		
	至 令和 年 月 日		
3 兼業予定先			
株式会社等の名称			
所在地			
事業内容	_____		
株式会社等の親会社	親会社の有・無 名称 : 所在地 : 事業内容 :		
兼ねようとする職の名称	<input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 社外取締役		
報酬の予定年額	円		
予定従事時間	平均して、1月 _____日 1日 _____時間 週のべ _____時間		
任期及び兼業予定期間	(任期 : 有・無 _____年) 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
親族による株式会社等の経営への強い影響力の有無			有 ・ 無

<p>4 職務に関連して有している株式会社等の監査役又は社外取締役の職務に従事するために必要な知見の内容</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>5 職務の遂行への支障の有無</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>6 現在の職及び申請前2年以内に占めていた職と株式会社等（親会社を含む。）との関係</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>7 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>8 その他参考事項</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

自営兼業許可申請書（不動産等賃貸関係）

申請年月日	令和 年 月 日	
<p>埼玉大学長 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">(所属・職名)</p> <p style="margin-left: 200px;">ふりがな</p> <p style="margin-left: 200px;">(申請者) ㊞</p> <p>国立大学法人埼玉大学兼業規則第3条の規定により、自営兼業（不動産等賃貸関係）の許可を下記のとおり申請します。</p>		
1 兼ねようとする事業		
賃貸する不動産等	建 物	(独立家屋) 棟 延べ床面積 m ² (マンション等) 室 延べ床面積 m ² 所在地
	土 地	貸付件数 件 面積合計 m ² 用途 所在地
	駐車場	駐車台数 台 設備の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 所在地
	その他	(娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産) 種類 件数・規模 所在地 (旅館、ホテル等特定の業務に用に供する建物) 種類 件数・規模 所在地
賃貸料収入の予定年額	合 計 円	
	建 物	(独立家屋) 円 (マンション等) 円
	土 地	円
	駐車場	円
	その他	円
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法	
2 許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無		
.....		
3 職務の遂行への支障の有無		
.....		
4 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無		
.....		
5 その他参考事項		
.....		

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

自営兼業許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）

申請年月日		令和 年 月 日
<p>埼玉大学長 殿</p> <p style="text-align: right;">(所属・職名)</p> <p style="text-align: center;">ふりがな</p> <p style="text-align: right;">(申請者) ㊟</p> <p>国立大学法人埼玉大学兼業規則第3条の規定により、自営兼業（不動産等賃貸以外の事業関係）の許可を下記のとおり申請します。</p>		
1 兼ねようとする事業		
事業の名称		
所在地		
事業内容	
収入の予定年額	円	
使用人の人数及び教職員との続柄	
事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量	
教職員が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間	
当該事業の継承の事由		
2 許可に係る事業との間の特別な利害関係の有無		
.....		
3 職務の遂行への支障の有無		
.....		
4 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無		
.....		
5 その他参考事項		
.....		

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

兼業許可申請書

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

所属・職名

申請者 印

国立大学法人埼玉大学兼業規則

第4条（他の事業に従事する兼業）
 第5条（教育研究活動に関する兼業）

の規定により、

兼業の許可を申請します。

なお、本兼業は勤務時間外に行なうものであり、本務に支障がある場合には従事しません。

兼業先名称

職 名

添付資料（2～4については上記第4条の新規の場合のみ添付）

- 1 依頼状又は委嘱状（兼業の趣旨・期間・報酬額等の確認）
- 2 定款・寄付行為又は概要（兼業先の事業内容の確認）
- 3 会議・委員会要項等（兼業の内容等の確認）
- 4 会議・委員会名簿（その兼業に関わる参加者の把握）

上記の兼業に従事することを許可する。

令和 年 月 日

埼玉大学長

印

5 兼業先から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益			
受領年月日	種類	価額	受領の事由
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
6 その他参考事項			

- (注) (1) 5の欄には実費弁済（役員としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた兼業先から受領したすべての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。
- (2) 5の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他の別を記載するものとする。
- (3) 5の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- (4) 5の「受領の事由」の欄には、役員報酬、役員賞与、株式配当金、特許権等に実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。
- (5) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

承 諾 書

令和 年 月 日

埼玉大学長 殿

所属・職名

氏 名 (印)

別紙のからの兼業を承諾いたしますので、
手続方よろしくをお願いします。